

岩手県災害備蓄指針

平成26年3月 策定
(平成31年3月 改訂)
岩 手 県

目 次

1	本指針の目的	1
2	本指針で使用する用語の定義	1
3	県の備蓄に係る基本方針	1
4	県内における備蓄の状況	1
	(1) 県の備蓄状況	1
	(2) 市町村の備蓄状況	2
	(3) 県民の備蓄状況	2
5	県の備蓄方針	3
	(1) 備蓄に当たっての想定人数	4
	(2) 備蓄に当たっての役割分担	4
	(3) 備蓄物資の種類及び具体的な品目	5
	(4) 備蓄量	6
	(5) 備蓄物資の保管場所	8
6	県の備蓄物資の維持管理及び更新	9
	(1) 備蓄物資の維持管理	9
	(2) 備蓄物資の更新	9
	(3) 経費負担	9
7	県の職員用備蓄の取扱	9
8	義援物資の取扱	9
9	流通在庫備蓄の活用	10

1 本指針の目的

本指針は、岩手県地域防災計画（本編・第2章災害予防計画・第6節の2食料・生活必需品等の備蓄計画。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、県が災害発災直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄に係る目安を定め、計画的に備蓄を行うことにより、県の円滑な災害応急活動に資することを目的とする。

2 本指針で使用する用語の定義

本指針において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

ア 備蓄物資

災害に備え、県、市町村、事業所、県民が自ら主体となり備蓄する食料、飲料水、生活必需品等のことをいう。

イ 義援物資

災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないものをいう。

ウ 補完備蓄

災害に備え、市町村、事業者、県民が行う備蓄では不足する場合に備えて、県が行う備蓄をいう。

エ 流通在庫備蓄

県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるものをいう。

3 県の備蓄に係る基本方針

県は、県地域防災計画の規定に基づき、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、市町村と分担して必要な物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行うとともに、家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励するものとする。

4 県内における備蓄の現状

(1) 県の備蓄状況

県では、県内における広域的な災害を想定し、市町村等における食料等の供給体制が整うまでの間、緊急的に支援するとの考え方にに基づき、被災者向けの食料、毛布等の備蓄物資を岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点5個所に備蓄している。

なお、現在のところ、職員用の備蓄物資の備蓄は行っていない。

ア 食料の備蓄状況

東日本大震災津波時の最大避難者数、市町村の備蓄数及び県民の備蓄想定を踏

まえ、広域防災拠点 5 個所に食料 28,800 食及び飲料水 109,800 リットルの備蓄を行っている。

イ 毛布の備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえた必要数を市町村の備蓄で確保できているものの、冬季に災害が発生した場合を考慮し、岩手県消防学校資機材保管庫に 1,500 枚を備蓄してきたところである。

ウ トイレの備蓄状況

上記アの東日本大震災津波時の最大避難者数等を踏まえ、広域防災拠点 5 個所に携帯トイレ 171,000 回分の備蓄を行っている。

エ その他の備蓄状況

市町村が備蓄する資機材を補完するため、投光機、テント、ろ水器、炊飯装置、チェンソー等を備蓄してきたところである。

(2) 市町村の備蓄状況

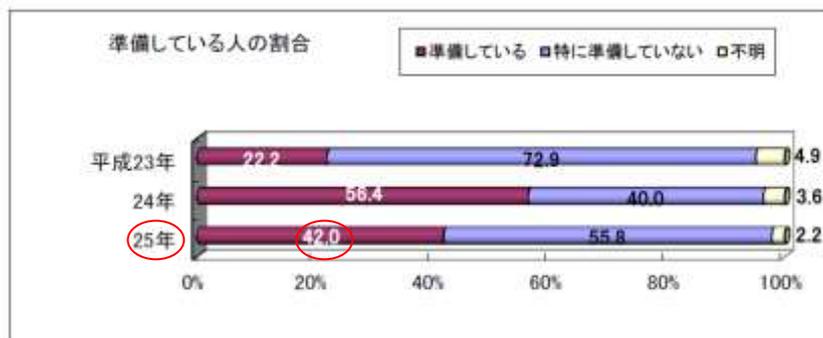
県が実施した「市町村の備蓄状況に関する調査」（平成 25 年 10 月 7 日付け総防第 775 号）の結果によると、県内全市町村（33 市町村）において被災者用の備蓄を行っている。

(3) 県民の備蓄状況

県が実施した「県の施策に関する県民意識調査結果報告書」（平成 25 年 5 月）によると、「普段から災害に備え、何らかの準備を行っている」と回答した人の割合は 42.0%となっており、そのうち「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と答えた人の割合は 82.2%という結果になっている（図 1 のとおり）。

図1 平成25年県の施策に対する県民意識調査結果の概要

- ① 調査対象 県内に居住する20歳以上の男女
- ② 調査対象者数 5,000人
- ③ 抽出方法 選挙人名簿からの層化二段無作為抽出
- ④ 調査方法 設問票によるアンケート調査（郵送法）
- ⑤ 調査時期 平成25年1～2月
- ⑥ 有効回収率 67.7%（3,385人／5,000人）
- ⑦ [設問]問3-2 「普段から災害に備え、何らかの準備をしていますか」



③家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している

⑥家具などの転倒防止措置を行っている

①家族で、自分の住む地域の避難場所・避難路や危険箇所などを実際に歩いて確認している

④家族で年1回以上、災害が起きた場合の具体的対応（連絡方法、集合場所）などを話し合っている

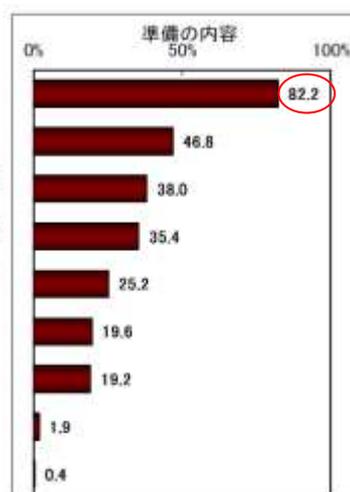
②地域で実施される防災訓練に年1回以上参加している

⑦自分が住む住宅の耐震化について措置を行っている

⑤地域の自主防災組織に加入している

⑧その他

不明



（出典）「平成25年県の施策に関する県民意識調査結果報告書」（平成25年5月、岩手県）から抜粋

5 県の備蓄方針

平成23年3月11日14時46分頃に発生したマグニチュード9.0の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震（以下「東日本大震災津波」という。）は、これまで本県が準備した対策をはるかに上回る大きな災害となった。

主に津波により広範囲にわたって甚大な被害を受け、多い時期には5万人を超える避難者がいたことから、発災当初においては、通信が途絶し、避難者のニーズはもろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかったこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範囲にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。

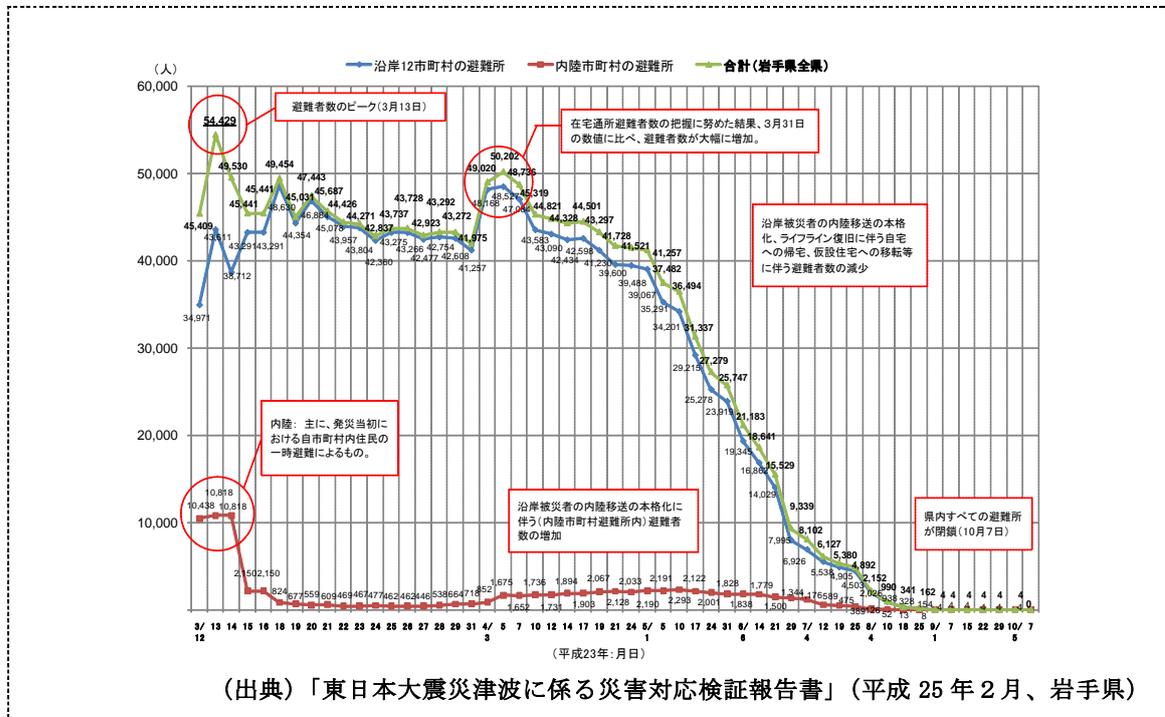
このため、平成 23 年度に実施した県の「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成 24 年 2 月）において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかったことなどの備蓄の在り方に係る課題が明らかとなった。

こうした課題を踏まえ、今後、東日本大震災津波のような広域的な大規模災害に対応できるよう、以下のとおり県の備蓄の在り方についての方針を定めることとする。

(1) 備蓄に当たっての想定人数

東日本大震災津波における県内の避難者数のピークは、平成 23 年 3 月 13 日の 54,429 人であった（図 2 のとおり）ことから、県の備蓄に当たっての想定人数を 55,000 人とする。

図 2 東日本大震災津波における県内避難者数の推移



(2) 備蓄に当たっての役割分担

備蓄に当たっては、県、市町村、県民及び事業所が、災害に備え、それぞれの役割に応じた備蓄を行うものとする。

このうち県は、県地域防災計画の定めるところにより、市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うものとする。

【市町村の役割】

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定めるにあつては、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

【県民の役割】

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油、ストーブ等

【事業所の役割】

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

※ 県地域防災計画（本編）第2章第6節の2から抜粋

(3) 備蓄物資の種類及び具体的な品目

県は、県地域防災計画の規定や東日本大震災津波の災害対応検証報告書の備蓄の在り方に係る課題、さらには市町村の備蓄状況を踏まえ、避難生活に最低限必要となる食料、飲料水、毛布、トイレの4種類を備蓄するものとする。

この4種類の備蓄物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

備蓄物資	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品（カロリーメイト等） ※ 両方合せて、1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。
飲料水	保存水（ペットボトル） ※ 一人当たり3ℓ/日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※ クリーニングで再使用可能なものとする。
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけで処理ができるタイプのもの。 組立式トイレ（洋式） ※ 100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す緊急事態における数量の目安）

なお、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性用品等の物資については、流通在庫備蓄を活用す

ることを基本とし、災害時に必要量を調達できるよう、民間団体等との協定の締結等を進めていくほか、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成 25 年 5 月・内閣府男女共同参画局）の趣旨を踏まえ、一定程度の備蓄についても考慮する。

(4) 備蓄量

県は、県地域防災計画の規定により、大規模災害の発生に備え、市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、市町村の備蓄状況及び県民の備蓄想定を踏まえ、上記(1)の想定人数(55,000人)から食料、飲料水、毛布、トイレなどの備蓄種類毎に備蓄対象人数を算定し、それに応じた備蓄量を定めるものとする。

なお、県の備蓄量を定めるに当たっては、広域的な大規模災害時には、市町村の備蓄物資を県内で融通し合うことを前提とする。

ア 県の備蓄対象人数

① 県の備蓄状況

県は、岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点 5 箇所において、食料、飲料水、毛布、簡易トイレの備蓄物資 4 種類について、次の人数分を備蓄している(平成 31 年 2 月 1 日時点)。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	28,800 食	1,600 人	備蓄量 / (3 食 × 3 日 × 2 種類) ※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300 人	備蓄量 / (3ℓ × 2 日) ※ 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後 3 日目から展開できており、2 日分の飲料水が目安。
毛布	1,500 枚	1,500 人	一人当たり一枚で算定。
携帯トイレ	171,000 個	9,500 人	備蓄量 / (6 回 × 3 日) ※ 一日当たりの個数は、備蓄品仕様書から、大便 1 回、小便 5 回で算定。

② 市町村の備蓄状況

上記 4 (2) の「市町村の備蓄状況に関する調査」の結果(平成 25 年 10 月 1 日時点)から、市町村では食料、飲料水、毛布、トイレの備蓄物資 4 種類について、次の人数分を備蓄している。

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
食料	309,898 食	34,433 人	備蓄量 / (3 食 × 3 日) ※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	106,555ℓ	17,759 人	備蓄量 / (3ℓ × 2 日)

(続き)

備蓄物資	備蓄量	人数	人数算定の考え方
			※ 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後3日目から展開できており、2日分の飲料水が目安。
毛布	127,550 枚	95,874 人	市町村によって一人当たりの配布枚数が異なるので、必要人数を積上。
トイレ	72,591 個	26,589 人	市町村によって備蓄しているトイレの種類及び利用可能人数が異なるので、必要人数を積上。

③ 県民の備蓄想定

上記4(3)の「県の施策に関する県民意識調査結果報告書」において、「普段から災害に備え、何らかの備蓄を行っている」と回答した人(割合42.0%)のうち、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と回答した人の割合が82.2%である。

このことを踏まえ、これらの県民は、県地域防災計画に定めるように、家族の3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄していると想定されることから、備蓄を行っている県民の人数(想定)を、次のとおり、18,988人とする。

[備蓄を行っている県民の人数(想定)]

$$55,000 \text{ 人 (想定人数)} \times 0.42 \times 0.822 = 18,988 \text{ 人}$$

④ 県の備蓄対象人数

県の備蓄対象人数は、備蓄物資の種類(食料、飲料水、毛布、トイレ)毎に、想定人数(55,000人)から上記②及び③で得られた人数を差し引いた人数とする。

なお、備蓄物資のうち毛布については、上記②の人数(95,874人)が想定人数(55,000人)を上回っており、必要な備蓄量を確保できているが、これまでの県の備蓄の考え方(上記4(1)イのとおり)を踏襲し、冬季に災害が発生した場合を考慮した備蓄対象人数とする。

備蓄物資	備蓄対象人数	備蓄対象人数の算定根拠
食料	1,600 人	55,000 人 - (34,433 人 + 18,988 人) = 1,579 人
飲料水	18,300 人	55,000 人 - (17,759 人 + 18,988 人) = 18,253 人
毛布	1,500 人	1,500 人
トイレ	9,500 人	55,000 人 - (26,589 人 + 18,988 人) = 9,423 人

イ 県の備蓄量

上記アで算定された備蓄物資の種類毎の備蓄対象人数を基に、県の備蓄量は以

下のおりとする。

備蓄物資	備蓄量	備蓄量の算定根拠
食料	28,800 食	1,600 人×3 食×3 日×2 (主食、栄養補助食品) ※ 発災後 3 日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300 人×3ℓ×2 日 ※ 給水活動が行われるまでの間が目安。
毛布	1,500 枚	1,500 枚/人 ※ 一人当たり一枚が目安。
携帯トイレ	171,000 個	9,500 人×6 回×3 日 ※ 一人当たり 3 日分が目安。
組立式トイレ	95 基	9,500 人/100 人 ※ 百人当たり 1 基が目安。

(5) 備蓄物資の保管場所

県の備蓄物資は、大規模災害時に被災者へ迅速かつ効率的に供給できるよう、岩手県広域防災拠点（広域支援拠点、後方支援拠点）の「平常時の物資・資機材の備蓄機能」を付与する施設や広域防災拠点の運営に参画する県地方支部及び市町村の庁舎等に、分散して保管するものとする。

【岩手県広域防災拠点の概要】

- 本県の広域防災拠点は、次の二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものであり、配置地域は、タイプ毎に次のとおり想定。

【タイプA：広域支援拠点＝県内1カ所に設置】

⇒ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県央部を中心とした地域に配置。

【タイプB：後方支援拠点＝県内複数箇所に設置】

⇒ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県南部、県北部にそれぞれ2箇所配置。

- 広域防災拠点の整備に当たっては、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限のコストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提としており、当該施設の有するスペースに「平常時の物資・資機材の備蓄機能」等の機能を付与することを基本とするが、それが無い場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の内や庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討する。
- 平成25年度に策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」に基づき、平成26年度から備蓄を進めている。

6 県の備蓄物資の維持管理及び更新

県の備蓄物資については、上記3の「県の備蓄に係る基本方針」に従い、災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるとおり、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

(1) 備蓄物資の維持管理

備蓄物資の維持管理（備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理）については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

備蓄物資の保管場所	備蓄物資の維持管理主体
広域防災拠点施設	当該施設の管理者（県、市町村等）
県合同庁舎	県（地方支部総務班の担当部署）
市町村役場庁舎	市町村（消防防災主管課）

(2) 備蓄物資の更新

県は、備蓄物資が上記5(4)イの備蓄量を維持できるよう、保存期間を考慮の上、計画的に買い替えを行うものとする。

なお、災害時に供給しないまま保存期間を経過する備蓄物資については、期間満了前に総合防災訓練を始めとする各種訓練において配布する等の方法により処分を行うものとする。

(3) 経費負担

備蓄物資の維持管理及び更新に係る経費については、県が負担するものとする。

7 県の職員用備蓄の取扱

災害対応に当たる県職員は、別に定める「岩手県業務継続計画」の規定に従い、平常時から自宅での食料及び飲料水の備蓄に努めるほか、職場にも3日分程度の食料、飲料水、着替え等の保管に努めるものとする。

また、県職員の円滑な災害応急対策の実施に資するよう、災害時における職員に対する炊出しの実施や民間団体等と協定を締結し、職員用の食料等の調達などを推進することとする（ただし、職員用の炊出しや食料等の調達は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助費用（国庫負担）の対象となるものを基本とする）。

8 義援物資の取扱

災害時に県内外から寄せられる義援物資については、広域防災拠点のうち「支援物資の受入・分配機能」を付与する施設（県地域防災計画に定める物資集積拠点と同じ）に全て集積した上で、「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定」（社団法人岩手県トラック協会との間で平成9年1月16日締結）に基づき、市町村の二次集積所等へ輸送することとする。

9 流通在庫備蓄の活用

上記5(4)イの備蓄物資以外の被災者支援のために必要な物資については、現在、関係団体等と締結している協定に加えて、災害時における民間団体等の協力を得られる態勢を一層強化するため、今後、所管事務に関係する団体等との応援協定の締結を進めるものとする。